

北九州市地域福祉計画策定懇話会開催要綱

(目的)

第1条 本市の地域福祉の推進について取り組む内容等を定めた「北九州市の地域福祉 2021～2025」(北九州市地域福祉計画)の計画期間が満了となることから、次期地域福祉計画の策定について幅広く意見を聞くため、「北九州市地域福祉計画策定懇話会(以下、「策定懇話会」という。)」を開催する。

(構成員)

第2条 構成員は、地域福祉について優れた識見や専門知識を有する者、地域関係者及び市民委員等で構成する。

2 構成員が欠けた場合は補欠構成員を置くことができる。

(任期)

第3条 構成員の任期は、委嘱の日から令和9年3月末までとする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、新たに委嘱した日から令和9年3月末までとする。

(座長及び副座長)

第4条 策定懇話会に座長及び副座長1人を置き、保健福祉局長が選任する。

2 座長は策定懇話会を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(招集)

第5条 策定懇話会は保健福祉局長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 保健福祉局長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(会議の公開等)

第7条 策定懇話会の会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、座長の決定により非公開とすることができる。

(1) 法令等に特別の定めがある場合

(2) 不開示情報(情報公開条例第7条)に該当する事項を審議する場合

(3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合

(4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(会議録等の公開)

第8条 公開の会議については、その会議録を作成する。会議録には次の事項を記載するものとする。

(1) 会議名

(2) 議題

(3) 開催日時

(4) 開催場所

(5) 出席した者の氏名

(6) 議事の概要

(7) 会議経過(発言の内容)

(8) その他必要な事項

(9) 問い合わせ先

2 非公開の会議については、前項に準じてその会議要旨を作成する。ただし、会議要旨には非公開の理由を記載するものとする。なお、前項第5号の出席した者の氏名については、出席した者の人数、前項第7号の会議経過については、発言の概要にかえることができるものとする。

(責務)

第9条 構成員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第10条 策定懇話会の庶務は、保健福祉局地域共生社会推進部地域福祉推進課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、策定懇話会の運営に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

付 則

1 この要綱は、令和7年11月1日から施行する。